

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分並びに同月〇日付けで請求人に対してした労災保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日、B所在のC営業所（以下「事業場」という。）に異動となり、営業業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、営業車を運転して取引先に向かう途中、当該車両内において意識を失っているところを通行人に発見され、D病院に救急搬送されたが、同日、同病院において死亡が確認された。死体検案書によると、直接死因「急性心不全」、直接死因の原因「心室細動」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名及びその発症時期は、E医師の死体検案書、意見書、F医師の意見書及びG医師の意見書において、各々、要旨、被災者は平成〇年〇月〇日、心室細動から「心停止」を来たし、急性心不全により死亡に至ったと述べている。

被災者の症状経過及び医証等に照らし、当審査会としても、被災者は平成〇年〇月〇日に心室細動から「心停止」（以下「本件疾病」という。）を発症し、死亡に至ったものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 被災者の労働時間の算定について

請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下

「請求人ら」という。)は、休憩時間が取得できていない場合には、被災者の時間外労働時間は80時間を超えると主張するので、以下、被災者の労働時間が適切に算定されているか検討する。

請求人らは、被災者が昼に休憩を取得できていない理由として、要旨、被災者は会社から携帯電話を支給され、魚の病気次第で、休憩中か否かを問わず、呼出に速やかな対応を要求され、また、平成〇年に入って、H会社への薬の納品は会社が独占することとなり、被災者のH会社に係る業務が増加したことによるものと主張する。

しかしながら、労働時間は使用者の指揮命令下にある時間であるところ、携帯電話を支給され、常時対応を求められていることをもって、当該時間が労働時間として扱われるものではない。

また、業務量については、平成〇年〇月以降、被災者が担当していた取引先との売り上げが増加したことは認められるものの、被災者の担当する会社の数は増加しておらず、取引先への訪問数全体が増えたとする根拠は認められない。さらに、被災者の医療機関への受診状況をみると、被災者の業務量が著しく増加したと請求人らが主張する平成〇年〇月以降の時期である平成〇年〇月から平成〇年〇月にかけて、被災者は所定労働日の昼の休憩時間以外の午前又は午後の勤務時間帯に、虫歯治療等のため6回にわたり受診しており、取引先からの連絡で治療が中断した事実も認められない。よって、被災者の業務は、休憩時間を取得できないほどの業務量であったと認定することは困難であり、また、同僚や取引先関係者の各申述より、被災者は、少なくとも1時間の休憩時間が確保できたと認められることから、請求人らが主張する被災者が休憩を取ることができなかったとする主張は、当審査会としても採用することはできないものと判断する。

なお、審査官は、請求人の労働時間の算定に当たり、決定書理由で説示しているとおおり、被災者に係る各種記録を総合的に考慮して、可能な範囲で被災者の労働時間が長くなるよう、出勤日及び始業・終業時刻を認定していることが認められる。

したがって、当審査会としても、審査官の算定した労働時間は妥当なものであると判断し、以下(5)、(6)において審査官の認定した労働時間を前提として被災者の業務の過重性の有無について検討する。

(5) 短期間の過重業務について

請求人の本件疾病発症前おおむね1週間における時間外労働時間数は、26時間43分であり、また、休日も半日勤務を除いても1日確保されていることから、請求人が発症前おおむね1週間前において、過重な業務に従事したとは評価できない。

なお、請求人らは、被災者は、死亡する前の2日間、海上での日常的でない重度の肉体作業に従事しており、大しけではないが、数日前より気温の低下した過酷な作業環境にあった旨主張する。

この点、気象庁発表の気象データからは、冬季であることから一般に気温は低いものの、天候の崩れもなく通常の作業環境であったものと認められ、また、Iは、要旨、「被災者の死亡する前2日間の作業は、かんぱちの消毒作業の立ち会いで、薬量の確認と魚の状態を注意する、消毒時間を計るなどであり、作業時に被災者はいつもと変わらない様子であった。」旨述べており、決定書理由に説示するとおり、過重な業務に従事したとはいえず、請求人らの主張は採用できない。

(6) 長期間の過重業務について

請求人の本件疾病発症前6か月間の時間外労働時間についてみると、発症前1か月の時間外労働時間は75時間54分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間は、最長でも71時間23分であり、80時間には達していない。

さらに、請求人らは、被災者は、取引先から本来の業務以外の仕事も頼まれており、長期間にわたる被災者の業務上の負担、ストレスが大きかった旨主張しているが、決定書理由に説示するとおり、同僚からは、被災者が大口の取引先を有していた優位性や既に一定の信頼を得ていた取引先との関係性を申述していることなどの諸事情を鑑みると、被災者に精神的緊張の程度が特に著しいと認められる業務があったとは評価できない。

このほか、特段の業務負荷要因も認められないことに照らし、発症前1か月及び2か月ないし6か月の期間において、被災者が特に過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

なお、請求人らは、本再審査請求に当たり、被災者の勤務先である会社は、民法上の責任を問われる可能性があり、また、取引先関係者は、被災者に事業

を手伝わせたことを告白するに当たって抵抗があることから、会社及び関係者の申述内容の信用性を懸念する旨主張しているところ、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を決定しており、本件についても、上記関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査したものであることを付言する。

(7) 業務以外の要因（健康状態など）について

被災者は、既往の疾患として脂質代謝異常症を有しており、平成〇年〇月〇日にD病院へ入院して以降、治療継続中であったが、同年〇月〇日以降通院せず、自己判断で処方薬の服用を中止していたところ、平成〇年〇月〇日に同病院を受診し、J医師から改めて服用を指示されていたものである。

また、被災者は、平成〇年〇月〇日に行われた健康診断において、「総合所見：脂質異常を認めます。胸部の自覚症状があるので、循環器内科を受診して下さい。」と通知されており、直接死因に至る心室細動との関係は不明であるが、何らかの異常を訴える胸部の自覚症状があったことが認められる。

(8) 上記のとおり、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、請求人の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付、葬祭料及び療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。